

ファイナンス論(第10回)
資金調達4
資本政策とVC投資・融資

- 2022年6月14日
- 梅ヶ枝中央会計株式会社
- 代表取締役/公認会計士
- 前田 信二

日程及び目次

| No | 日程 | 曜日 | テーマ | サブテーマ |
|----|------|----|-------------|-----------------|
| 1 | 4/5 | 火 | ファイナンス論総論 | |
| 2 | 4/12 | 火 | 財務会計1 | パブリック会計・企業会計の基本 |
| 3 | 4/19 | 火 | 財務会計2 | 会計処理の基本 |
| 4 | 4/26 | 火 | 財務会計3 | 財務諸表の見方 |
| 5 | 5/10 | 火 | 財務会計4 | 損益分岐点分析のケーススタディ |
| 6 | 5/17 | 火 | 財務会計5 | 企業会計の動向 |
| 7 | 5/24 | 火 | 資金調達1 | 銀行から見た財務諸表分析 |
| 8 | 5/31 | 火 | 資金調達2 | VCの投資...企業評価 |
| 9 | 6/7 | 火 | 資金調達3 | 株式上場のメリット・デメリット |
| 10 | 6/14 | 火 | 資金調達4 | 資本政策とVC投資・融資 |
| 11 | 6/21 | 火 | 資金調達5 | その他の資金調達の論点 |
| 12 | 6/28 | 火 | 企業(事業)価値評価1 | 事業会社投資...DCF |
| 13 | 7/5 | 火 | 企業(事業)価値評価2 | 設備投資のケーススタディ |
| 14 | 7/12 | 火 | 企業(事業)価値評価3 | 企業評価と相続評価 |
| 15 | 7/19 | 火 | まとめ | |

10.資金調達4

資本政策とVC投資・融資

ストック・オプション、従業員持株会、会社法の議決権

上場時の株主...第5回損益分岐点分析のケーススタディより

(株)N・フィールド(居宅サービス企業)...平成25年8月マザーズ上場

| 氏名又は名称 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|--------------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 野口 和輝 ※1, 2 | 450,000 (—) | 50.70 (—) |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資 事業有限責任組合 ※1 | 337,500 (—) | 38.03 (—) |
| 野口 美香 ※1, 6 | 50,000 (—) | 5.63 (—) |
| 古郷 優子 ※3 | 15,500 (15,500) | 1.75 (1.75) |

オーナー...50.7%と過半数超え。**取締役の選解任権。**
 →第9回株式上場のメリット・デメリットにて
 ・VCが仮に上場直後に全株売却(ロックアップ条項無し)とした場合、

$$50.7\% \div (1 + 38.03\%) = \mathbf{36.7\%} > 1/3$$

会社法上の特別決議の拒否権を持つ。

→2/3以上であれば、特別決議。その反対は1/3超...拒否権

()書...新株予約権(ストック・オプション)とは？

→資本政策はVC・従業員を含め、上場前後の議決権を意識した資本調達を検討

資本政策事例

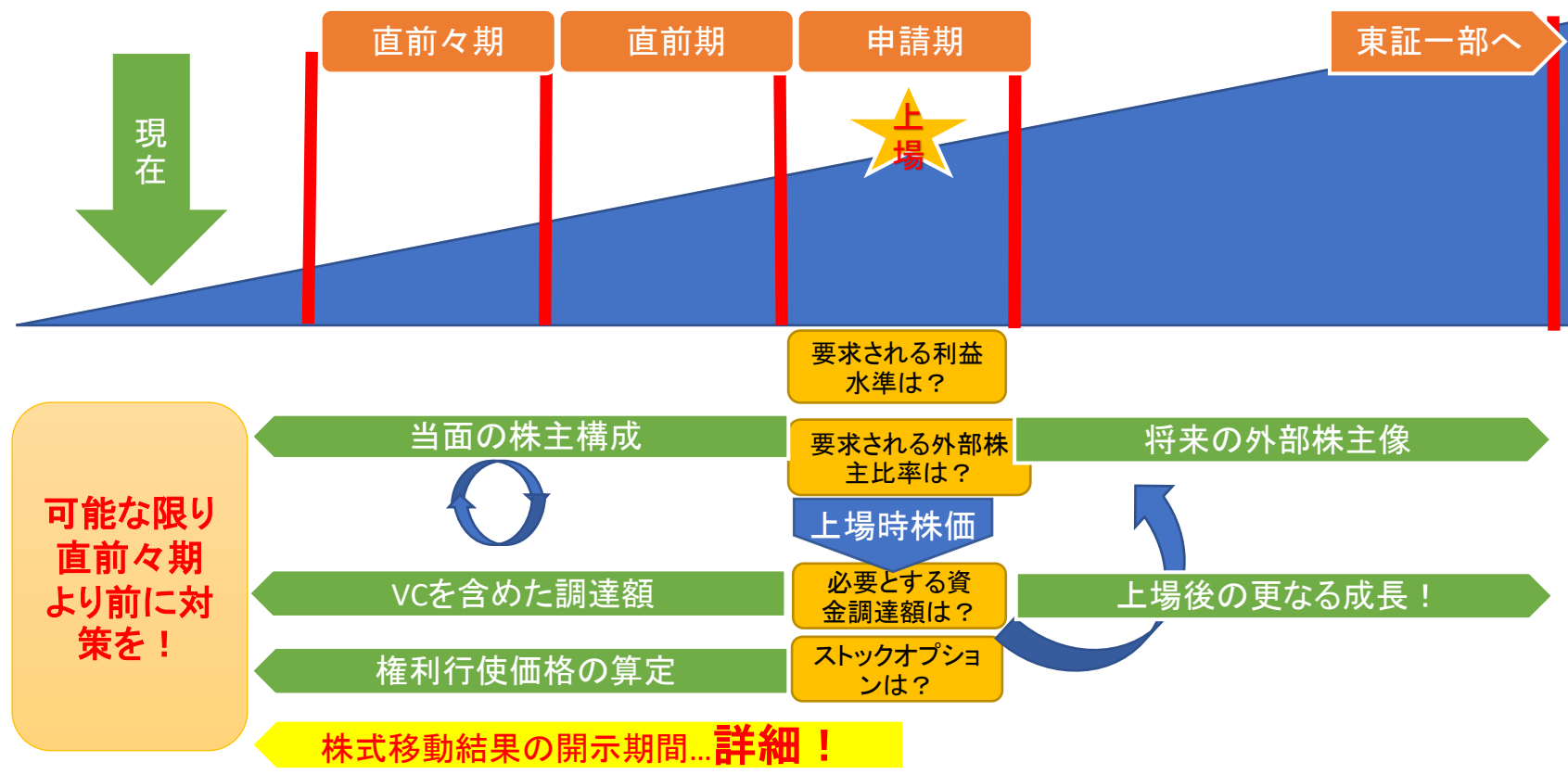
| | H20.12 第6期 | H21.12 第7期 | H22.12.17 VC投資 | H22.12.17 SO社債発行① | H22.12 第8期 | H23.10.27 SO①発行 | H23.11.28 VC投資 | H23.11.28 SO社債②発行 | H23.12 第9期 | H24.12.14 SO②発行 | H24.12.31 SO社債②行使 | H24.12 第10期 | | | | |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------------|----------------------|---------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------|--------------------|----------------------|----------------|-------|-----|-------|-------|
| | 顕在株 | 顕在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | | | | |
| 発行済株式(〇):潜在株 | 1,000 | 1,000 | 125 | (125) | 1,125 | (125) | 100 | (600) | 1,225 | (786) | 450 | 1,675 | (376) | | | |
| 資本金(千円) | 10,000 | 20,000 | 37,500 | | 67,500 | | 30,000 | | 97,500 | | 135,000 | 232,500 | | | | |
| 資本準備金(千円) | | | 37,500 | | 37,500 | | 30,000 | | 67,500 | | 135,000 | 202,500 | | | | |
| 計(千円) | 10,000 | 20,000 | 75,000 | | 105,000 | | 60,000 | | 165,000 | | 270,000 | 435,000 | | | | |
| | | | | | | | オーナー | | 73.5% | | オーナー | 53.7% | | | | |
| 計 | 1,000 | 0 | 1,000 | 125 | (125) | 1,125 | (125) | (61) | 100 | (600) | 1,225 | (786) | (40) | 450 | 1,675 | (376) |
| 不明SO付与者(IPO時点では無) | | | | | (125) | | (125) | | | (600) | | (725) | | | | (275) |
| 一般株主 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 野口 和輝 | 900 | 900 | | | 900 | 0 | | | 900 | 0 | | | | | 900 | 0 |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 | 0 | 0 | 125 | | 125 | 0 | 100 | | 225 | 0 | 450 | | | 675 | 0 | 0 |
| 野口 美香 | 100 | 100 | | | 100 | 0 | | | 100 | 0 | | | | 100 | 0 | 0 |

| | H25.5.16 SO社債①買 入償還 | H25.5.16 SO社債②買 入償還 | H25.6.17 SO②失効 入償還 | 分割前 | H25.6.17 500分割 | H25.8 上場直前 | 売出 | 公募 | 上場直後 | | | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|-------|-------------------|---------------|----------|-----------|----------|--------|----------|---------|-----------|----------|--------|--------|
| | 潜在株 | 潜在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | 顕在株 | 潜在株 | | | | | | | |
| 発行済株式(〇):潜在株 | (125) | (150) | (1) | 1,675 | (100) | 835,825 | (49,900) | 837,500 | (50,000) | | | | | | | |
| 資本金(千円) | | | | | | 232,500 | | 0 | 355,000 | | | | | | | |
| 資本準備金(千円) | | | | | | 202,500 | | 1,192,500 | | | | | | | | |
| 計(千円) | | | | | | 435,000 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 6.0% | | 4.2% | | | | | | | |
| 計 | (125) | (150) | (1) | 1,675 | (100) | 835,825 | (49,900) | 837,500 | (50,000) | 100.0% | 0 | 355,000 | 1,192,500 | (50,000) | 100.0% | 100.0% |
| 不明SO付与者(IPO時点では無) | (125) | (150) | | | | | | 0 | 0 | 0.0% | | | 0 | 0 | 0.0% | 0.0% |
| 一般株主 | | | | | | | | 0 | 0 | 0.0% | 55,000 | 355,000 | 410,000 | 0 | 34.4% | 33.0% |
| 野口 和輝 | | | | 900 | 0 | 449,100 | 0 | 450,000 | 0 | 53.7% | (55,000) | | 395,000 | 0 | 33.1% | 31.8% |
| ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合 | | | | 675 | 0 | 336,825 | 0 | 337,500 | 0 | 40.3% | | | 337,500 | 0 | 28.3% | 27.2% |
| 野口 美香 | | | | 100 | 0 | 49,900 | 0 | 50,000 | 0 | 6.0% | | | 50,000 | 0 | 4.2% | 4.0% |

(株)N・フィールド有価証券届出書より、推計

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成したものでありますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただけますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

資本政策を策定するタイミングとは



本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては 当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

議決権の理解

| 決議 | 定足数 | 表決数等 →逆が拒否権 | 備考(定足数・表決数の加重軽減の可否) | 主な決議事項等 | 根拠条文(会=会社法、○=項) | 定足数の変更による影響 |
|---------------------|------------------------|--------------------------------------|---|--|--|-----------------------------|
| 特殊決議 (会 309 条 ④) | なし | ①総株主の半数以上(頭数要件)かつ ②総株主の議決権の4分の3以上 | 表決数①②とも条文規定を上回る割合に変更可能。 | 非公開会社での株主の権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款変更可能。 | 会 106 条・会 109 条 | 信託銀行にご相談を |
| 特別決議 (会 309 条 ②) | 過半数 | 出席した当該株主の議決権の3分の2以上 | 定足数を3分の1以上の割合に変更可能。 表決数を条文規定を上回る割合に変更可能。 | 株主との合意による自己株式の有償取得の場合の取得事項の決定 募集株式の事項の決定(309 条 2 項 5 号、199 条 2 項)…新株予約権につき同様 監査役の解任 資本金の額の減少 定款の変更 事業の全部の譲渡 | 会 309 条②2 号・会 156 条① 会 309 条②6 号 会 309 条②7 号 会 309 条②9 号・会 447 条① 会 309 条②10 号・会 467 条①1 号 会 309 条②12 号 | |
| 普通特殊決議(会 341 条) | 過半数 | 出席した当該株主の議決権の過半数 | 定足数は3分の1未満には変更不可。 | 役員(取締役・会計参与・監査役)の選任 役員等の競業取引の承認・利益相反取引の承認 | 会 329 条① 会 339 条 | 上場企業では、定足数を1/3まで緩和することも要検討。 |
| 普通決議 (会 309 条 ①) | | | 定足数は定款で変更・排除が可能。 | 役員等の競業取引の承認・利益相反取引の承認 計算書類の承認 資本金の額の減少(定時株主総会における欠損填補のためにするとき) | 会 356 条①・会 365 条① 会 438 条② 会 447 条・会 309 条②9 号 | 上場企業では、定足数を排除することも要検討。 |
| 少数株主権 | 議決権 10%以上または持株比率 10%以上 | | | 簡易組織再編行為等の反対権 | 会 796 条④ | |
| | 議決権 3%以上 | | | 総会招集請求権 | 会 297 条 | |
| | 議決権 3%以上または持株比率 3%以上 | | | 役員解任請求権 | 会 854 条 | |
| | 議決権 1%以上または 300 個以上 | | | 議題提案権 | 会 303 条②・会 305 条 | |
| 単独株主権 | 議決権 1%以上 | | | 総会招集手続の検査役員選任請求権 | 会 306 条 | |
| | 1 株以上の株式 | | | 株主代表訴訟提起権 | 会 847 条 | |
| | | | | 議事録の閲覧・謄写請求権 定款の閲覧・謄写請求権 | 会 318 条・371 条 会 31 条②・③ | |

1/3以上あれば、拒否権

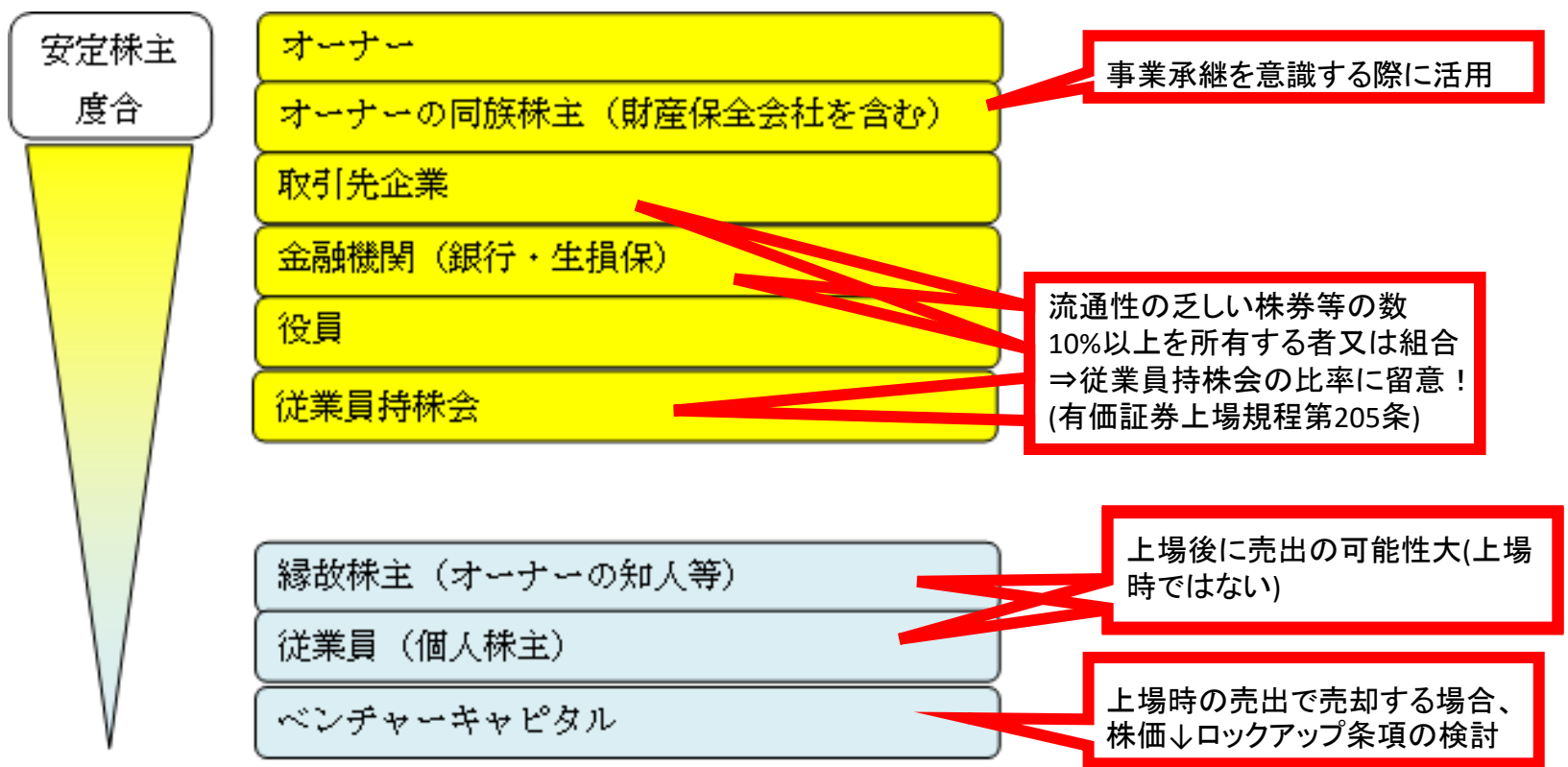
会社法第 5 編(合併、会社分割、株式交換及び株式移転)の規定により総会決議を要する場合

上場後も意識

役員を選解任

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成したものでありますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただけますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

安定株主対策



本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

ストック・オプションに関する間違い

- ・社長…「以前、殆ど無償で、司法書士に頼んで、ストック・オプションを発行し、登記済」
- ・私…「え！もしかしたら、上場しても多額の税金。最大55%ですよ！また、上場しなくても、株式を取得した瞬間に税金が発生しますよ！後、今後は信託銀行を呼んだ方が…」
- ・社長…「ストック・オプションを考えている。どれくらい儲かるの？」
- ・私…「株式分割前なので、PERから計算して、1株8百万円程度に試算できます。」
- ・社長…「よし！ベンツ1台分だな！今頑張っている役員・従業員に最大交付するぞ！」
- ・私…「確かに一般的には、上場時の発行済株式の10%程度は可能ですよ。ただ…将来の従業員・役員は？…」
- ・私…「後、上場したら、ストック・オプションを行使して、全て売却されたら…」

ストック・オプション...有償・無償

【**ストックオプション**(or無償の新株予約権)】
 将来(X+5年1月～X+5年12月)の間に、@100,000円で株式を会社から購入(出資)できる権利を会社からX年に**無償で取得**。

【**有償の新株予約権**(or有償のストックオプション)】
 将来(X+5年1月～X+5年12月)の間に、@100,000円で株式を会社から購入(出資)できる権利を会社からX年に**@30,000円で取得**。



現在の株価
@100,000



上場時の株価
@500,000

将来@100,000で取得できる権利を**無償で入手**

キャピタルゲインは400,000円(100,000で取得し、500,000円で市場に売却)。
 税金**200,000円**(税制非適格。税率50%の場合)...計300,000円の出費



税金**80,000円**(税制適格。税率20%の場合)...計180,000円の出費

将来@100,000で取得できる権利を**@30,000で入手**

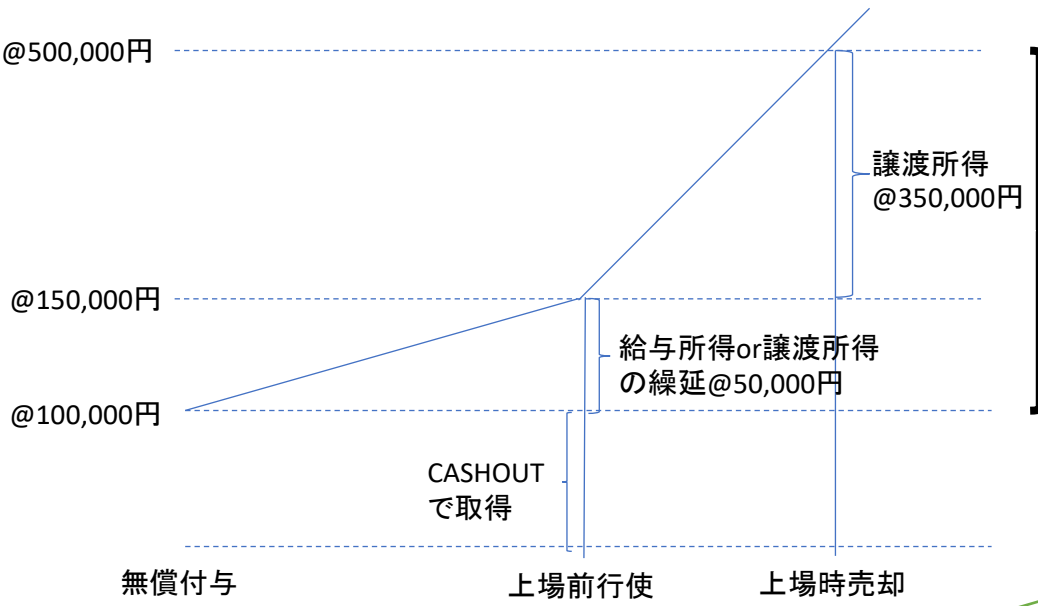
キャピタルゲインは370,000円(当初30,000で権利取得し、株式を100,000で取得し、500,000円で市場に売却)。
 権利取得費30,000 + 税金74,000円(税率20%の場合) = **104,000円**...計204,000円の出費

上場直前々期以降は算定根拠の開示...費用発生!

- ・所得税・住民税は平成28年分から、最高税率が50.84%→**55.945%**(課税総所得40百万円以上)
- ・株式譲渡益課税(含む住民税)...**20.315%**

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては 当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

税制適格ストック・オプション(無償)の活用



税制適格or有償の場合は、売却するまで**繰り延べ可能**。
また、売却益は**譲渡所得**(NOT給与所得)

最悪のケースは、税制非適格で、上場前に行使する場合、
上場しても、**キャッシュ・アウト(持ち出し)**！

株式が分散している場合、オーナーは、**集約前に要検討**

直前々期より前の適用！

オーナーの支配権維持の場合は、ハードル。ただし、**暦年基準**であり、3月決算との組合せの活用可(上場まで2年×1,200万円=2,400万円の行使)

2019/7/16に付与対象者の拡大！

【税制適格の主な要件】

- ・被付与者が会社またはた子会社等の取締役、従業員等。
- ⇒大口株主(非上場会社の場合は発行済株式総数の**1/3超保有**)及び、大口株主の特別利害関係者(配偶者、親族等)でないこと
- ・権利行使期間は、付与決議日から**2年超**10年未満であること
- ・付与された権利を譲渡してはならないこと
- ・ストック・オプションの権利行使により所得される株式の管理が、証券会社等に委託されること
- ・年間の**権利行使価額の合計が、1200万円**を超えないこと

大学関係者・エンジニア・弁護士・公認会計士ただし、会社との契約書が必要。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

税制適格SOの付与対象者の拡大

【平成30年度税制改正・中小企業等経営強化法改正】

●租税特別措置法の改正内容…「財務省 税制改正 税制改正の概要」
所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/198diet/st310205s.htm

●「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」(**中小企業強靱化法**)が**2019年7月16日に施行**

→特定従事者が追加

以下、引用・抜粋・強調

・「ストックオプション税制に関する認定制度(社外高度人材活用新事業分野開拓計画)

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/gaiyou_so.pdf

・「中小企業等経営強化法 社外高度人材活用新事業分野開拓計画策定の手引き」…

https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/stock_option/tebiki_so.pdf

特定従事者…認定新規中小企業者等に該当する株式会社が認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行う社外高度人材で実施時期の開始の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者****

社外高度人材活用新事業分野開拓計画において税制優遇措置を受けようとする場合の主な要件

①認定対象企業の主な要件 (下記の全てを満たすこと)

- ① **設立10年未満**
- ② 資本金10億円以下又は従業員数2000人以下
- ③ 非上場
- ④ ハンズオン支援を行う、ベンチャーキャピタル等から出資を受けていること。
また、ベンチャーキャピタル等から最初に出資を受けた時点において、資本金が5億円未満かつ従業員数900人以下であったこと。
- ⑤ 大規模法人グループの所有に属さない等

②社外高度人材の要件 (下記のいずれかを満たすこと)

- ① 国家資格を保有+3年以上の実務経験
【例: 弁護士・会計士等】
- ② **博士の学位を保有+3年以上の実務経験**
- ③ 高度専門職の在留資格をもって在留+3年以上の実務経験
- ④ 上場企業で役員(取締役等)の経験が3年以上
- ⑤ 将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者
【事業の例: 「未踏」、「異能(Inno)vation」】
【人材の例: プログラマー・エンジニア等】
- ⑥ 過去に一定以上の売上規模の製品又は役務の開発に携わった者
【例: プログラマー・エンジニア・デザイナー等】

③専門性と貢献内容の関連性 (下記のいずれかを満たすこと)

- ① 製品・サービスの開発に貢献すること
- ② 事業拡大や販路拡大に貢献すること
- ③ 会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること

ストック・オプションの評価

●発行体における評価

- ・有償SO、未公開企業での発行時点の株価 ≥ 行使価格(通常は一致)の場合は純資産に計上。
- ・評価手法...適用指針第48項にて、「例えば、**ブラック・ショールズ式**や**二項モデル**等が考えられる。」
モンテカルロ・シミュレーション...利用されているモデルはブラック・ショールズモデルや二項モデル。

| | | |
|-------------|---|---|
| ブラック・ショールズ式 | ≡ | ブラック・ショールズ式を利用したモンテカルロ・シミュレーション...シミュレーション回数を増加 |
|-------------|---|---|

・ダウンノックアウト型SO・強制行使型SO

| | |
|--------------|---|
| ダウンノックアウト型SO | 権利確定までの間に、株価がある一定金額以下になった際に、 会社が無償で取得 できるという条件を付すことでオプション価値を引き下げることが可能です。オプション評価は 一般にモンテカルロ・シミュレーション で行います。 |
| 強制行使型SO | 強制行使型ストックオプションとは、権利確定までの間に、株価がある一定金額以下になった際に、 役員等が強制的に行使させられる 条件を付すことでオプション価値を引き下げることが可能です。オプション評価は 一般にモンテカルロ・シミュレーション で行います。 |

・時間的価値・本源的価値

- 「公正な評価額」...一般に、市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額。(会計基準第2項(12))
- 「公正な評価単価」...単位当たりの公正な評価額(適用指針第2項(12))。付与日現在で算定し、一定の**条件変更の場合を除き**、その後は見直さない(会計基準第6項(1))。
- 「未公開企業」...公正な評価単価に代え、**本源的価値**の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。この結果、特に**第6項(1)の適用**に関しては、付与日現在でストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積り、**その後は見直さない**こととなる(適用指針第13項)。
ここで、「**単位当たりの本源的価値**」とは、算定時点におけるストック・オプションの原資産である**自社の株式の評価額と行使価格との差額**をいう。
→発行時の株価10,000円、行使価格1,000円...本源的価値=9,000円
→発行時の株価1,000円、行使価格1,000円...本源的価値=0円
公正な評価単価 = 本源的価値 + 時間的価値(金利相当分の価値 + ボラティリティによる期待価値)

●取得者(個人)における評価

- ・発行時の評価の必要性...有償SOでない限り、発行時に評価する実務は一般的ではありませんが、**税制非適格(譲渡制限その他特別の条件無)**の場合も**給与所得認定される可能性があるため**、留意が必要です。
税制適格の場合は、発行時には課税所得は発生しないため、一般に評価は行わない。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権

平成 30 年 1 月 12 日企業会計基準委員会実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」を公表

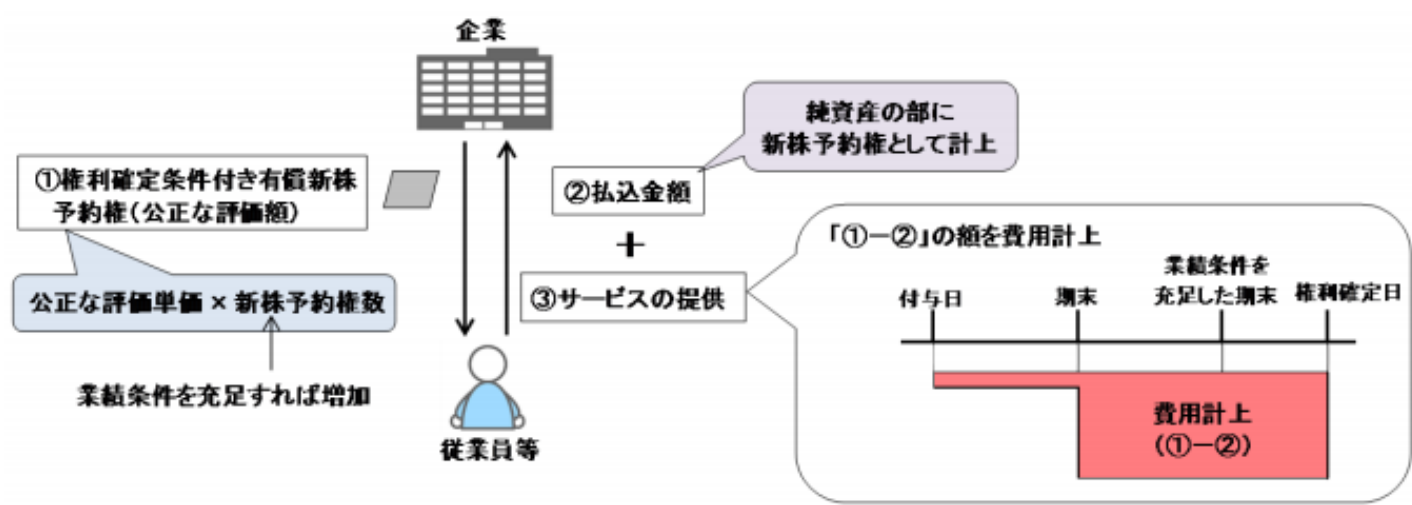
【対象】

具体的には、概ね次の内容で発行される権利確定条件付き有償新株予約権が対象となる(本実務対応報告 2)。前述のように、権利確定条件として、少なくとも業績条件が付されているものが対象である。

- ①企業は、従業員等を引受先として、新株予約権の募集事項(※1)を決議する。当該新株予約権は、市場価格がないものを対象とする。
- ②募集新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件(※3)及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。

【引用:大和総研HP】

図表 会計処理のイメージ



本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

従業員持株会

一般に、**配当還元方式**での出資となるため、非上場株式の**事業承継対策**とし、**株価対策**となります。**上場を視野に入れる場合**、従業員持株会の運用として、**個人の貢献度に応じた弾力的な運用が困難**であること、一人株主としての運用の制限等につき、留意が必要です。

【一人株主としての対応】

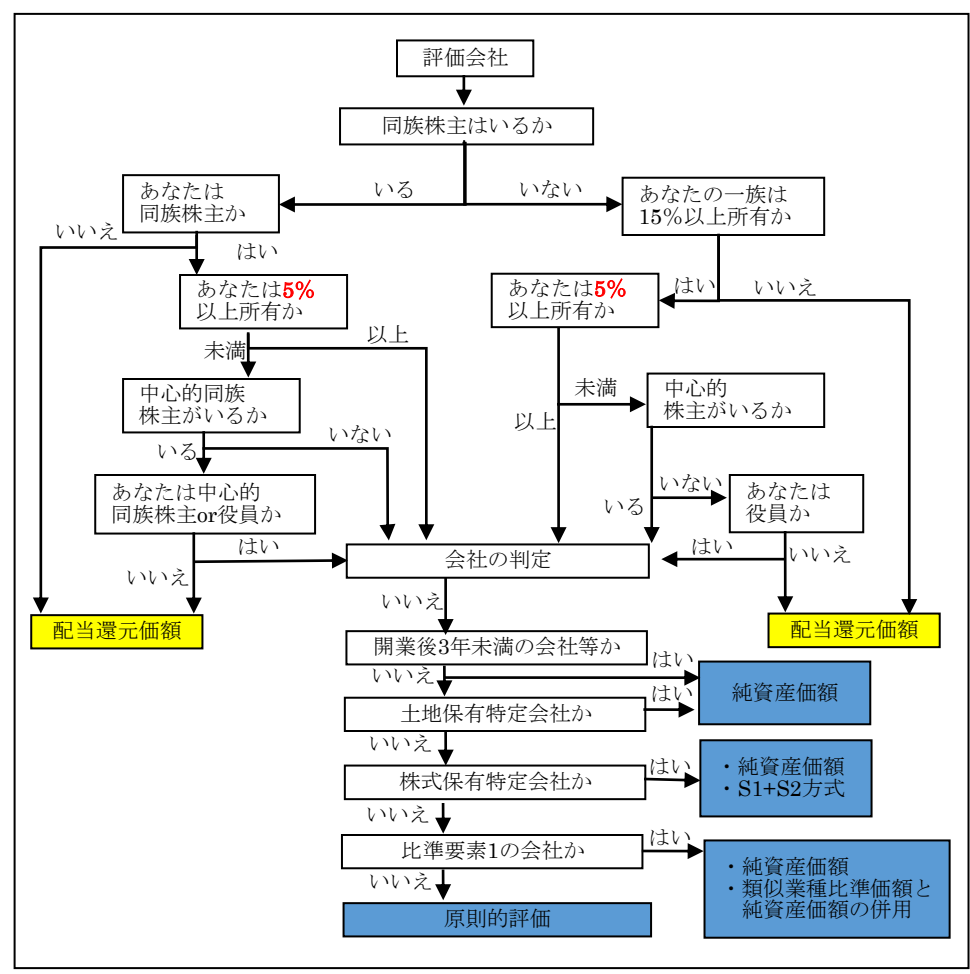
金融商品取引法上の株主数を一人株主とするため、以下の要件が必要です(50名以上と認識された場合、有価証券届出書等の提出義務が発生)。

- ・株主名簿に持株会の理事長名義で登録する。
- ・議決権行使は持株会の理事長が行使する。
- ・配当金は持株会でプールし、株式購入資金として再投資する仕組みとする。

【従業員持株会における配当還元方式の判定】

従業員持株会が株式を取得する際、国税庁方式の配当還元方式で可能といわれていますが、右記の判定フローに該当するか、留意が必要です。

理論上は、非同族**役員持株会**も、配当還元価額によって評価可能ですが、上場を予定している場合、**会社法・税法のみならず、金融商品取引法より、組成は困難**と考えられます。



本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできませんので、貴社限りとしてご活用ください。

お問い合わせ先

前田 信二

梅ヶ枝中央会計株式会社

shinji.maeda@umegae.co.jp

www.umegae.co.jp